

資料3-2
H27.2.20

【案】

熊本市障がい福祉計画（第4期）

平成27年2月
熊本市障がい保健福祉課

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	1
4	計画の位置づけ	2
5	計画期間	2
6	計画の進行管理(PDCAサイクルによる計画の見直し)	3

第2章 障がい者数の現況

1	障がい者手帳の所持者数	4
2	身体障害者手帳所持者数	5
3	療育手帳所持者数	6
4	精神障害者保健福祉手帳所持者数	7
5	難病患者の状況(特定疾患医療受給者証所持者数)	8
6	障害福祉サービス受給者数	9

第3章 平成29年度の数値目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	10
2	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	11
3	地域生活支援拠点等の整備	11
4	福祉施設から一般就労への移行等	12

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

・	障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	13
---	-----------------------	----

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

・	地域生活支援事業に関する各事業の見込量	34
---	---------------------	----

第6章 サービス見込量等の確保のための方策

1	障害福祉サービス基盤の整備・促進	46
2	相談支援体制の充実・強化	46
3	地域生活支援事業の充実	46
4	障がい者の就労支援	47

資料		48
----	--	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

熊本市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」等を提供するための体制を計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行います。

第4期障がい福祉計画では、平成29年度を最終年度として目標値等を設定します。

2 計画の基本理念

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法並びに熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「熊本市障がい者プラン」及び「熊本市障がい福祉計画（第3期）」に掲げた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を踏襲します。

3 サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

（2）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実
- ② 地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ③ 熊本市障がい者自立支援協議会※における連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備

※ 「熊本市障がい者自立支援協議会」…関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築

4 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「くまもとはつらつプラン」「わくわくシルバーライフプラン」「熊本市子ども輝き未来プラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本圏域（構成市町村は熊本市のみ）の数値目標として、熊本県障がい福祉計画に反映されます。

5 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度の3年間です。

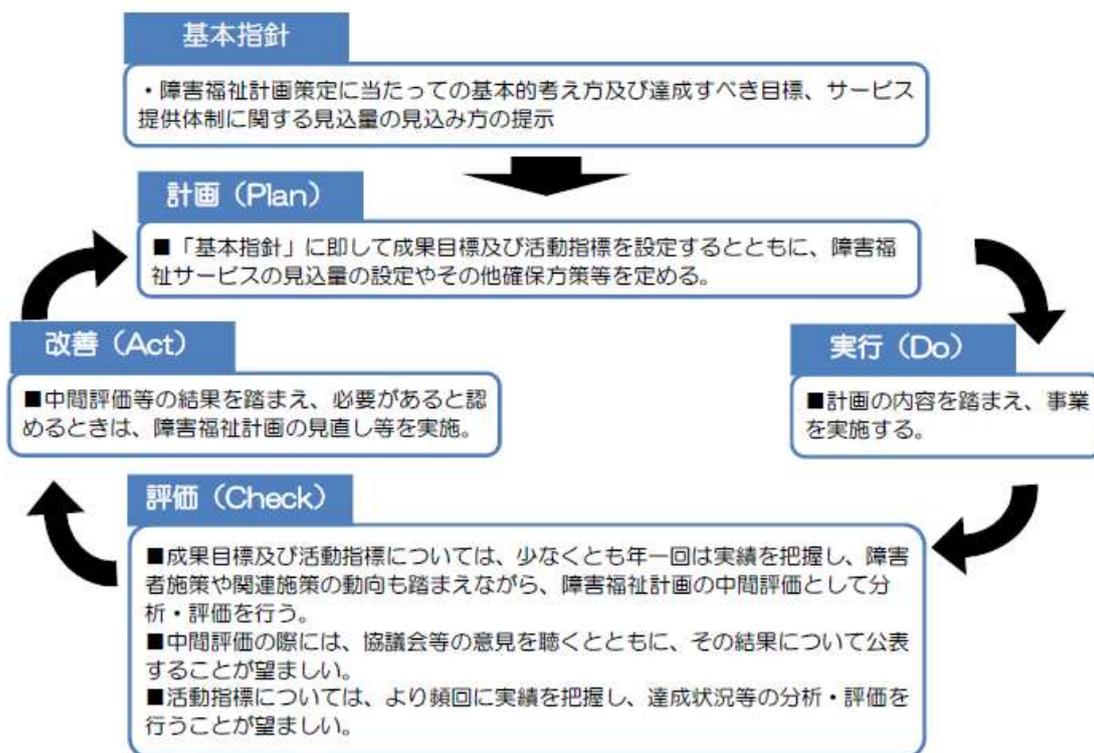
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		● 見直し	熊本市障がい者プラン						● 見直し				
熊本市障がい福祉計画 (第1期計画)			熊本市障がい福祉計画 (第2期計画)			熊本市障がい福祉計画 (第3期計画)			熊本市障がい福祉計画 (第4期計画)				
		● 見直し		● 見直し			● 見直し				● 見直し		

6 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）

計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル※により計画の進行管理を行います。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

このPDCAサイクルに沿って本市では、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。

※「PDCAサイクル」…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

第2章 障がい者数の現況

1 障がい者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、平成25年度末（平成26年3月31日）現在で延べ43,963人であり、市民の約17人に1人が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

いずれの障がいにおいても、手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

障がい者手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25
身体障害者手帳	29,562	30,100	30,393	30,661	31,078
療育手帳	4,999	5,236	5,445	5,686	5,897
精神障害者 保健福祉手帳	4,993	5,393	5,735	6,238	6,988
合計	39,554	40,729	41,573	42,585	43,963
指数	100	103	105	108	111

※各年度末現在

2 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成25年度末で31,078人となっており、障がい者手帳所持者総数の約71%にあたります。平成21年度と比較すると、1,516人増加しており、増加率は約5.1%となっています。

増加の要因としては、高齢化による肢体不自由や心臓、じん臓機能障がいの増加が考えられます。障がい部位別に見ても、肢体不自由、内部障がいの順で多く、身体障害者手帳所持者数のうち約84%を占めている状況です。

身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移



	H21	H22	H23	H24	H25
					(人)
視覚	2,149	2,102	2,067	2,053	2,029
聴覚・平衡	2,424	2,493	2,572	2,607	2,659
音声・言語・そしゃく	277	270	276	277	271
肢体	13,698	14,003	14,222	14,383	14,645
内部	11,014	11,232	11,256	11,341	11,474
合計	29,562	30,100	30,393	30,661	31,078
指数	100	102	103	104	105

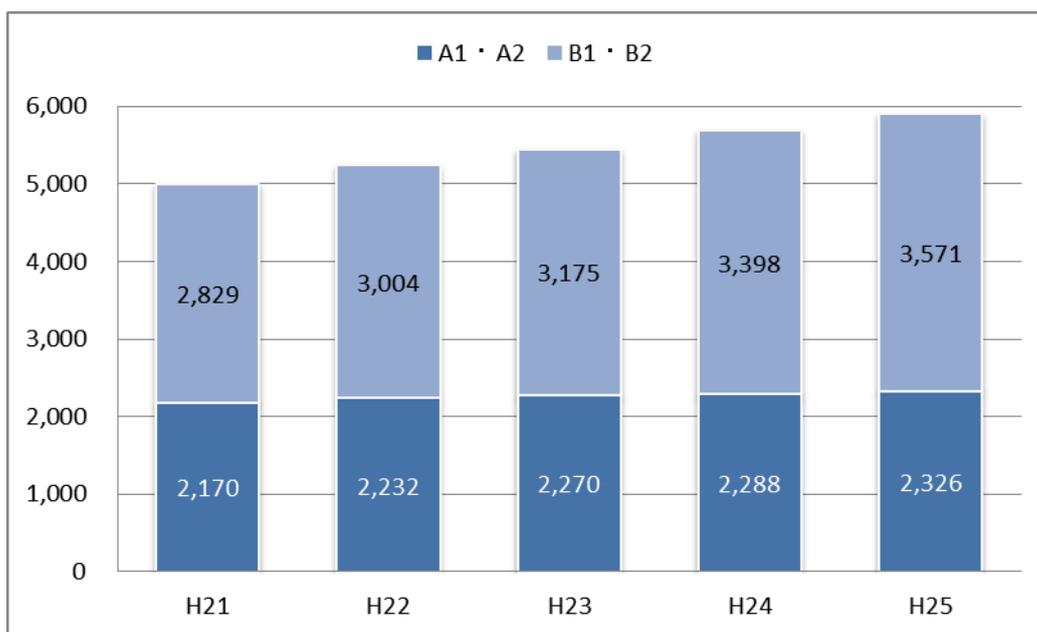
※各年度末現在

3 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、平成25年度末で5,897人となっており、障がい者手帳所持者総数の約13%にあたります。平成21年度と比較すると、898人増加しており、増加率は約18%となっています。

特に中・軽度（B1・B2）の手帳所持者の増加傾向が顕著となっています。

療育手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25
A1・A2	2,170	2,232	2,270	2,288	2,326
B1・B2	2,829	3,004	3,175	3,398	3,571
合計	4,999	5,236	5,445	5,686	5,897
指数	100	105	109	114	118

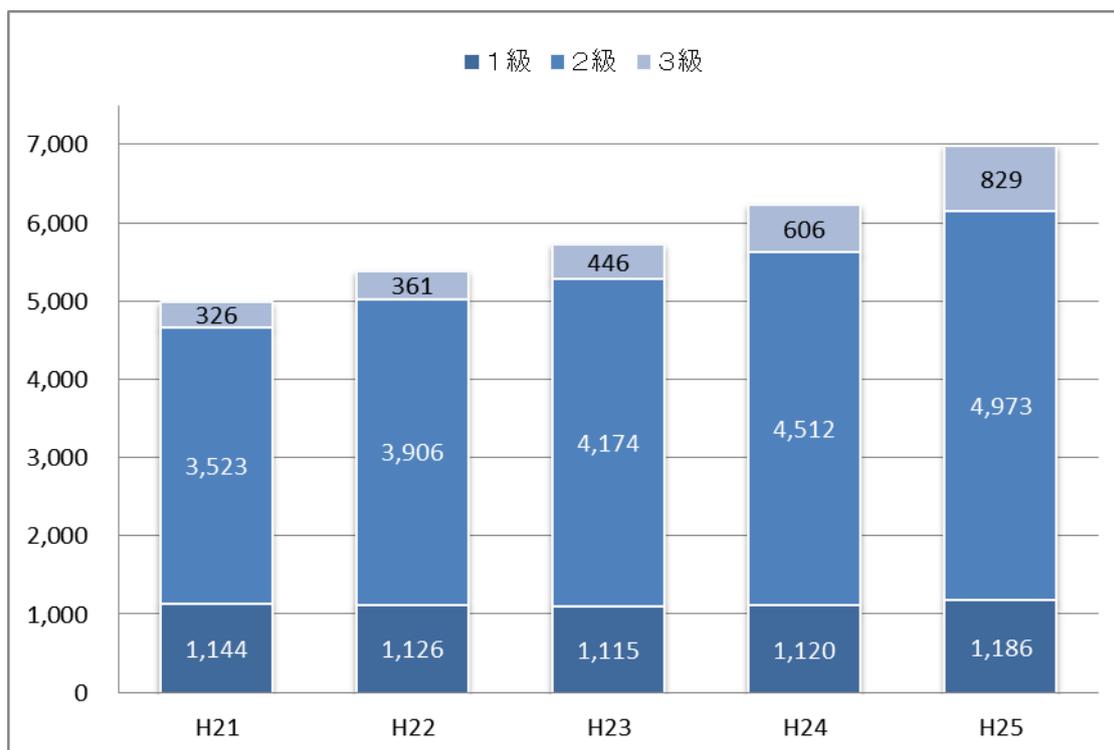
※各年度末現在

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成25年度末では6,988人となっており、障がい者手帳所持者総数の約16%にあたります。平成21年度と比較すると1,995人増加しており、増加率は約40%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳と比較して、所持者数の増加率は最も高く、今後も増加していくものと考えられます。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	H21	H22	H23	H24	H25	(人)
1級	1,144	1,126	1,115	1,120	1,186	
2級	3,523	3,906	4,174	4,512	4,973	
3級	326	361	446	606	829	
合計	4,993	5,393	5,735	6,238	6,988	
指数	100	108	115	125	140	

※各年度末現在

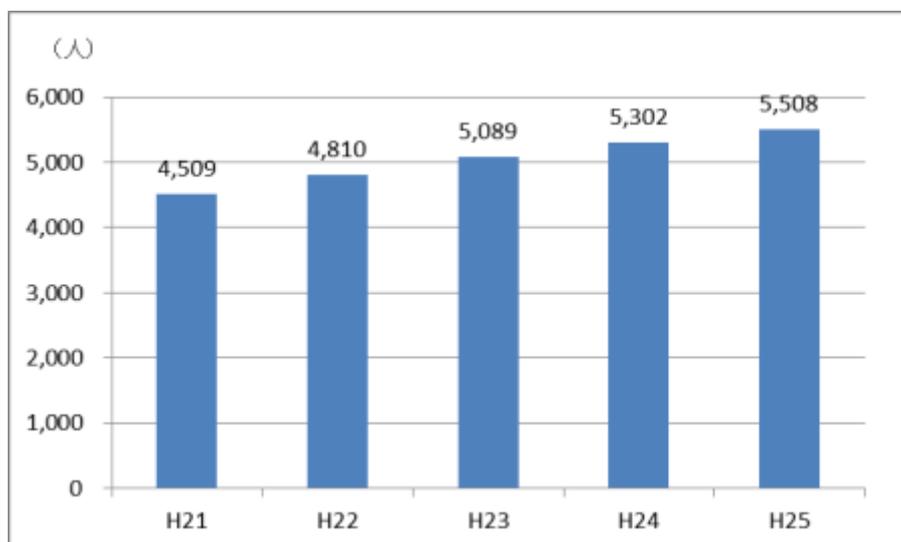
5 難病患者の状況（特定疾患医療受給者証所持者数）

「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、疾病にかかることにより長期にわたり療養が必要となる状態をいいます。

障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に新たに難病患者が加わり、障がい者手帳が取得できない場合でも障害福祉サービスの対象となりました。対象となる疾病数は、平成27年1月に130疾病から151疾病に拡大されました。

難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者数は、平成25年度末時点で5,508人となっていますが、平成27年夏頃には医療費助成の対象疾病数が110疾病から300疾病に拡大予定のため、今後、大幅に増加する見込みです。

特定疾患医療受給者証所持者数



	(人)				
	H21	H22	H23	H24	H25
受給者証所持者数	4,509	4,810	5,089	5,302	5,508
指数	100	107	113	118	122

※各年度末現在

6 障害福祉サービス受給者数

障害福祉サービスの受給者は、平成24年7月と平成26年7月を比較すると、障がい者全体では約12%の増加となっています。障がい種別ごとにみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が約21%の増加と、身体障害者手帳や療育手帳の所持者と比較して、増加率が最も高くなっています。

また、児童福祉法の改正により、平成24年4月から実施している障害児通所支援の利用者を比較すると、約51%の増加と著しい伸びとなっています。

(1) 障がい種別受給者数

【平成24年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体
身体	135	186	127	70	109	303	230	1,160
知的	62	206	380	334	240	273	541	2,036
精神	113	187	53	5	1	0	819	1,178
障がい者計	310	579	560	409	350	576	1,590	4,374
障がい児							491	491
障害児通所支援							749	-

【平成25年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体	前年比
身体	130	186	107	62	117	319	268	1,189	1.03
知的	58	212	372	330	250	298	612	2,132	1.05
精神	121	201	53	8	1	0	916	1,300	1.10
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	-
障がい者計	309	599	532	400	368	617	1,796	4,621	1.06
障がい児							496	496	1.01
障害児通所支援							952	-	1.27

【平成26年7月時点】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	全体	前年比	24年比
身体	115	181	112	56	114	343	317	1,238	1.04	1.07
知的	46	204	338	352	271	324	681	2,216	1.04	1.09
精神	122	225	54	7	4	0	1,011	1,423	1.09	1.21
難病	0	3	0	0	0	0	4	7	-	-
障がい者計	283	613	504	415	389	667	2,013	4,884	1.06	1.12
障がい児							503	503	1.01	1.02
障害児通所支援							1,129	-	1.19	1.51

※「未判定」…障がい者の訓練等給付の利用にあたっては、障害支援区分の判定が不要であること、また、障がい児については障害支援区分が設けられていないため「未判定」としている。

第3章 平成29年度の数値目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の4つの成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者[※]を基準として、平成29年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを目指す。
- ・平成29年度末の施設入所者数を、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	93人	国の基本指針に基づき、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者（775人）の12%以上（93人。平成26年度から平成29年度までの累計。）が、地域生活に移行することを目指す。
施設入所者の減少数	31人	国の基本指針に基づき、平成29年度末の施設入所者を、平成25年度末時点の施設入所者（775人）から4%以上（31人。平成26年度から平成29年度までの累計。）削減することを目指す。

※「施設入所者」…熊本市から施設入所の支給決定を受け、市内外の施設に入所している人を指します。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する平成29年度までの目標値として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定します。

<国の基本指針>

- ・入院後3ヶ月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とする
- ・入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とする
- ・入院1年以上の長期在院者数については、平成29年6月末時点の人数を、平成24年6月末時点の人数から18%以上削減する

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率	67%以上	平成24年6月時点の入院者実績（退院率67.6%）を維持。
平成29年度における入院後1年時点の退院率	92%以上	平成24年6月時点の入院者実績（退院率92.1%）を維持。
平成29年6月末時点の長期在院者数	1,441人以下	国の基本指針に基づき、平成24年6月末時点の人数（1,757人）から18%以上（317人）削減することを目指す。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組みます。具体的な取り組みは、今後、国から示される方針や、本市の課題等を整理したうえで検討を行います。

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	国の基本指針に基づき設定。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値も設定します。

<国の基本指針>

- ・平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。
- ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末における利用者数の6割以上を増加させる。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

<熊本市の目標>

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	63人	平成24年度における一般就労への移行実績(21人)の3倍以上である63人を目指す。
就労移行支援事業の利用者数	295人	平成25年度末時点における利用者(184人)の6割以上(111人)増加を目指す。
就労移行支援事業所のうち就労移行率※が3割以上の事業所の割合	50%	国の基本指針に基づき、5割以上で設定。

※就労移行率…事業所ごとの、ある年度の利用決定者数のうち、その年度中に一般就労した人の割合

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスの必要量の見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、事業所への調査等により見込量を算出することとしています。

1 訪問系サービスの見込量

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行うサービス
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動中の介護等を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行うサービス
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行うサービス

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

それぞれのサービスごとに、現利用者数や直近の伸びを踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値にそれぞれの平均利用時間を乗じてサービス量の見込みを算出する。

訪問系サービスの利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	882	941	975	1,027	1,079	1,131
サービス量（時間/月）	22,246	21,909	23,209	23,946	24,686	25,423

※26年度は実績見込み

<実利用人数の内訳>

(単位：人/月)

サービス名	実績			計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	684	736	767	815	863	911
重度訪問介護	81	81	86	87	88	89
同行援護	115	119	117	119	121	123
行動援護	2	5	5	6	7	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実利用人数	882	941	975	1,027	1,079	1,131

※26年度は実績見込み

<サービス量の内訳>

(単位：時間/月)

サービス名	実績			計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	7,776	8,459	8,821	9,373	9,925	10,477
重度訪問介護	12,978	11,889	12,745	12,893	13,042	13,190
同行援護	1,481	1,519	1,591	1,618	1,646	1,673
行動援護	11	42	52	62	73	83
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
実利用人数	22,246	21,909	23,209	23,946	24,686	25,423

※26年度は実績見込み

2 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。
---------	--

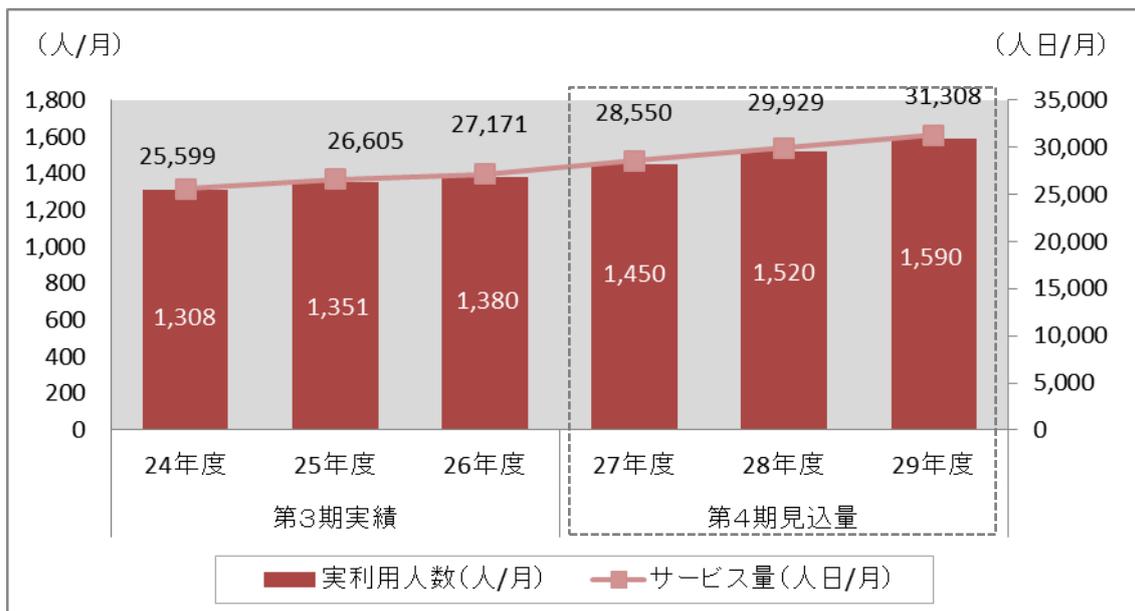
■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び特別支援学校卒業予定者の利用意向等から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（19.7日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

生活介護の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	1,308	1,351	1,380	1,450	1,520	1,590
サービス量(人日/月)	25,599	26,605	27,171	28,550	29,929	31,308
					※26年度は実績見込み	

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

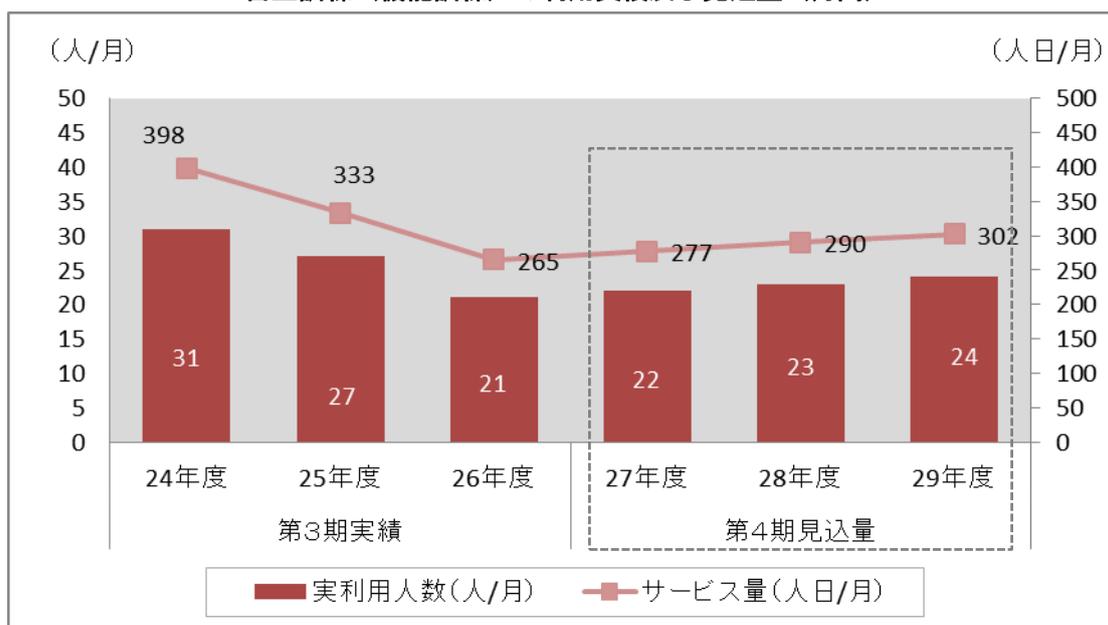
■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数から実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（12.6日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

自立訓練（機能訓練）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	31	27	21	22	23	24
サービス量（人日/月）	398	333	265	277	290	302
					※26年度は実績見込み	

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者のうち地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用料等を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

通所および宿泊型それぞれ、現利用者数や特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえ今後の実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（通所19.1日、宿泊型27.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

自立訓練（生活訓練）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	114	77	75	82	89	96
サービス量(人日/月)	2,378	1,547	1,585	1,726	1,868	2,009

※26年度は実績見込み

(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

国の基本指針に基づき、平成29年度末の利用者が、平成25年度末の利用者から6割以上増加するよう見込みを算出し、1ヶ月あたりの平均利用日数(17.2日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

就労移行支援の利用実績及び見込量(月間)



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	155	184	212	240	268	296
サービス量(人日/月)	2,558	3,078	3,646	4,128	4,610	5,091

※26年度は実績見込み

(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。</p>
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（19.5日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

就労継続支援（A型）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	680	816	959	1,103	1,247	1,391
サービス量（人日/月）	13,202	15,816	18,701	21,509	24,317	27,125

※26年度は実績見込み

(6) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（17.5日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

就労継続支援（B型）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	790	827	896	956	1,016	1,076
サービス量（人日/月）	13,706	14,213	15,680	16,730	17,780	18,830

※26年度は実績見込み

(7) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

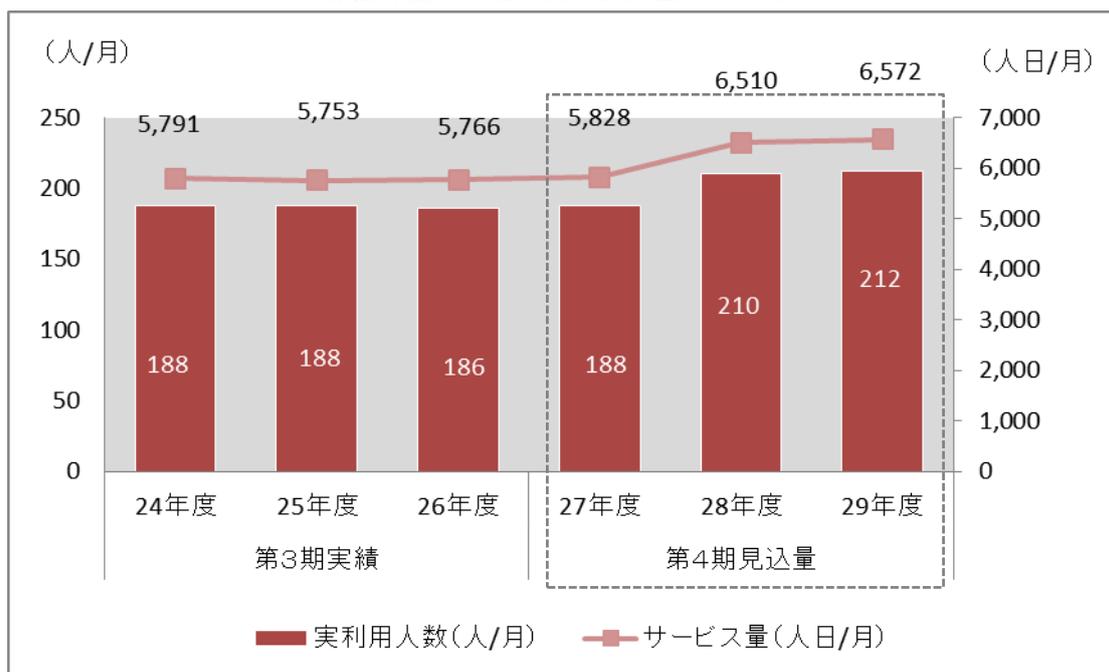
■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び特別支援学校卒業予定者の利用意向等を踏まえて、実利用人数の見込みを算出し、その数値に暦日数を乗じてサービス量の見込みを算出する。

療養介護の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	188	188	186	188	210	212
サービス量(人日/月)	5,791	5,753	5,766	5,828	6,510	6,572

※26年度は実績見込み

(8)-1 短期入所（ショートステイ） 【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

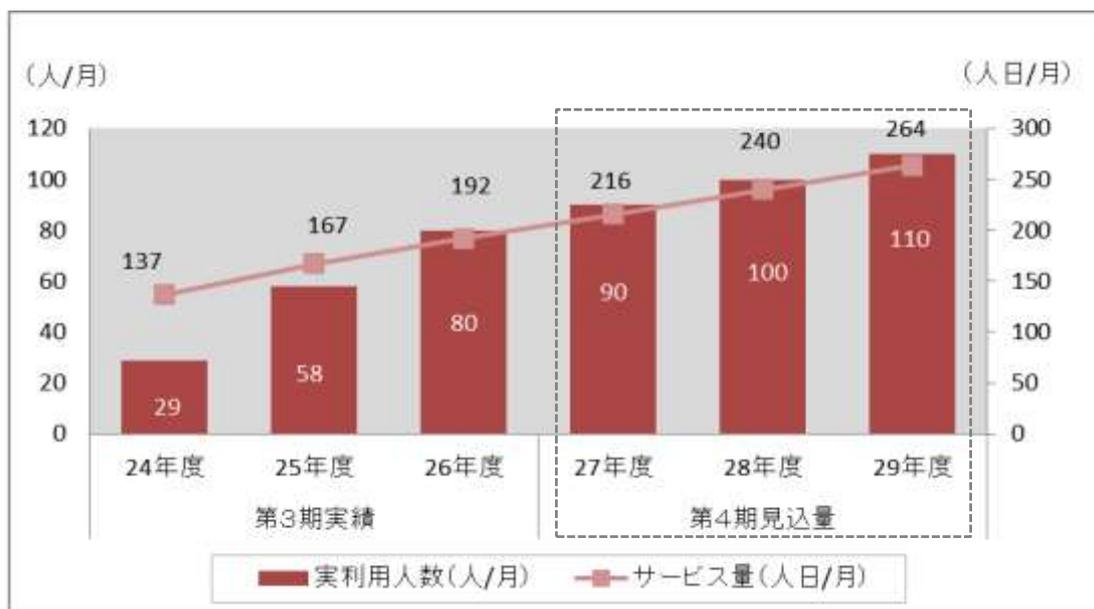
■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸びから実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（2.4日）を乗じてサービスの量の見込みを算出する。

短期入所（医療型）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	29	58	80	90	100	110
サービス量（人日/月）	137	167	192	216	240	264

※26年度は実績見込み

(8)-2 短期入所（ショートステイ） 【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸びから実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（5.3日）を乗じてサービスの量の見込みを算出する。

短期入所（福祉型）の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	121	124	120	130	140	150
サービス量（人日/月）	537	659	628	686	744	802

※26年度は実績見込み

3 居住系サービスの見込量

(1) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行う。 ※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）と一元化
---------	--

■ 必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と過去の伸び等から、実利用人数の見込みを算出する。

共同生活援助の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	551	621	680	760	840	920
					※26年度は実績見込み	

(2) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■ 必要量見込に関する国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上を削減することとし、平成26年度末において、障がい福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

国の基本指針に基づき、平成29年度末の施設入所者数が、平成25年度末時点（775人）から4%以上（31人）削減するよう算出する。

施設入所の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	770	775	764	757	750	744

※26年度は実績見込み

4 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う
---------	---

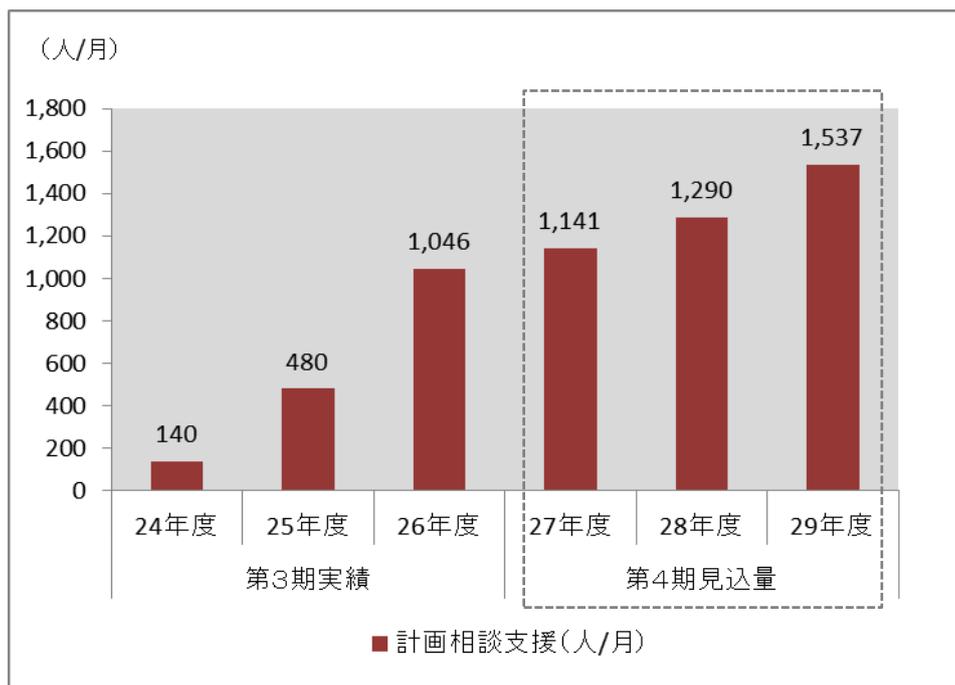
■ 必要量見込に関する国の基本指針

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

障害福祉サービスの利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

計画相談支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援（人/月）	140	480	1,046	1,141	1,290	1,537

※26年度は実績見込み

(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを設定する。

	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域移行支援（人/月）	0	1	1	2	3	4
					※26年度は実績見込み	

(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行う
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを設定する。

	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域定着支援（人/月）	0	0	1	2	3	4
					※26年度は実績見込み	

5 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練などを行う。
---------	---

■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（5.8日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

児童発達支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	395	485	555	615	675	735
サービス量（人日/月）	2,147	2,587	3,219	3,567	3,915	4,263

※26年度は実績見込み

(2) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して、授業終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行う。
---------	---

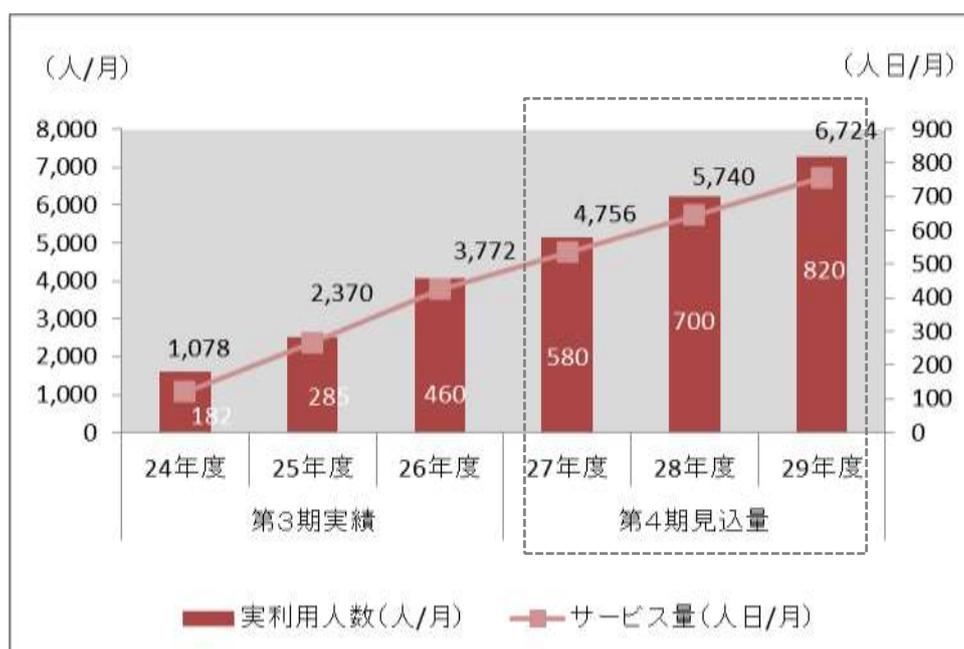
■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数(8.2日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

放課後等デイサービスの利用実績及び見込量(月間)



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数(人/月)	182	285	460	580	700	820
サービス量(人日/月)	1,078	2,370	3,772	4,756	5,740	6,724
					※26年度は実績見込み	

(3) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

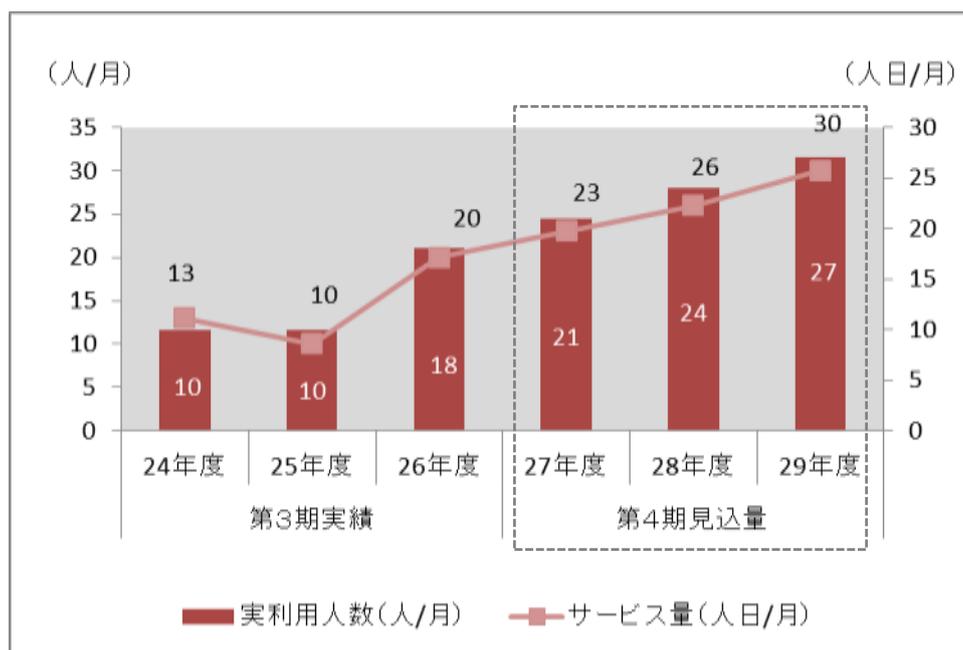
■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（1.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

保育所等訪問支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	10	10	18	21	24	27
サービス量（人日/月）	13	10	20	23	26	30
					※26年度は実績見込み	

(4) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、医療機関における児童発達支援及び治療を行う。
---------	---

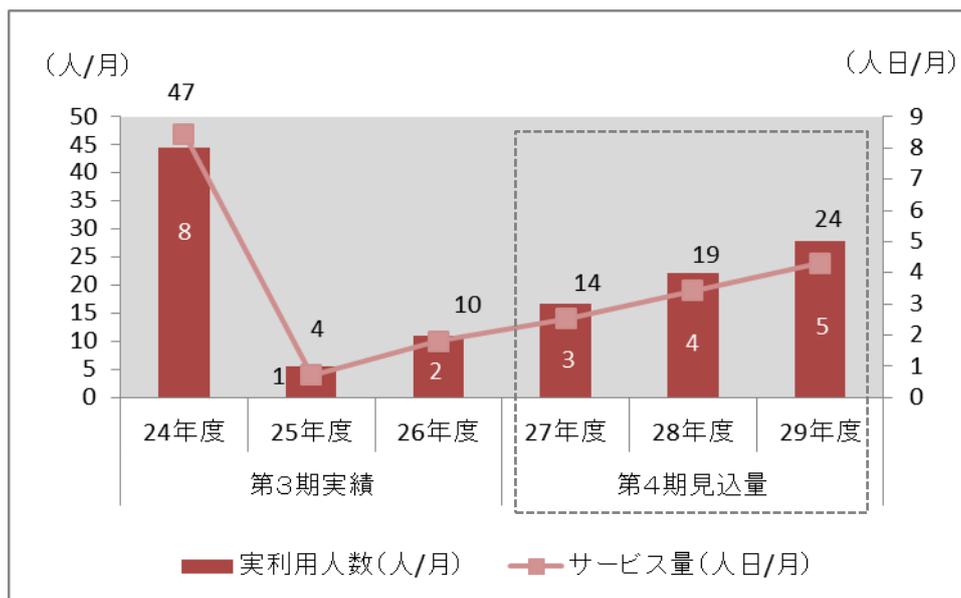
■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

現利用者数と直近の伸び等を踏まえて実利用人数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用日数（4.8日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

医療型児童発達支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	8	1	2	3	4	5
サービス量（人日/月）	47	4	10	14	19	24
						※26年度は実績見込み

6 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する
---------	---

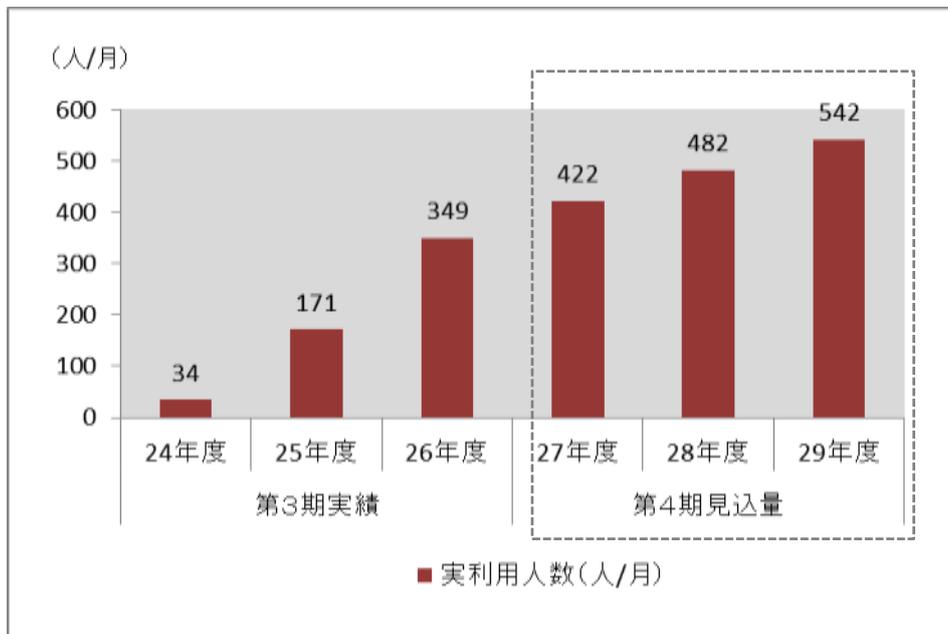
■ **必要量見込に関する国の基本指針**

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ **第4期計画の見込量における推計方法**

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

障害児相談支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期実績			第4期見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/月）	34	171	349	422	482	542
					※26年度は実績見込み	

7 障害児入所支援の見込量

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能（医療型施設においては療養上の管理、看護なども行う）の付与の支援を行う。
---------	---

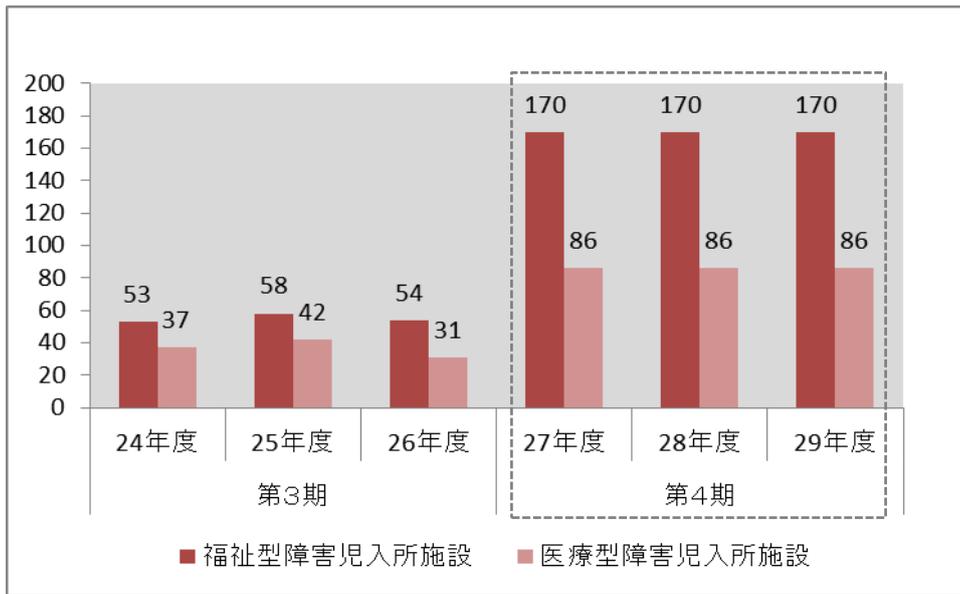
■ 必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■ 第4期計画の見込量における推計方法

障害児入所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

障害児入所支援の利用実績及び見込量（月間）



	第3期			第4期		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用人数（人/年）	90	100	85	256	256	256
福祉型障害児入所施設	53	58	54	170	170	170
医療型障害児入所施設	37	42	31	86	86	86

※1 利用月について：当該年3月～翌年2月まで、ただし、24年度は4月～2月までの数値

※2 26年度は実績見込み

※3 第4期見込量は市所管施設の定員数で見込む

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

1 理解促進・研修啓発事業

障がいや障がい者への理解を促進するため、市民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

また、当事業の作文・ポスターの優秀作品の表彰式と併せて、障がい者理解促進のための啓発事業を実施する。

2 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民、支援団体等が、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために自発的に行う活動に対し、その活動費の一部を支援する。障害者総合支援法の施行に伴い、地域生活支援事業の必須事業として新たに追加した事業。

3 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う。

相談支援事業の実績及び見込み

事業名	単位	第3期実績			第4期見込み		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障がい者相談支援事業	箇所数	15	15	15	9	9	9
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討

■ 第4期計画の見込みにおける推計方法

障がい者相談支援事業については、事業の委託化に伴い設置数を15箇所から9箇所に再編するものの、事業所の適正配置による利便性の向上や、1事業所あたりの相談支援員を増員することにより相談体制の強化を図る。

4 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用の有効性が認められ、かつ親族による支援が見込めない知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成する。

また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行う。

成年後見制度利用支援事業の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	18	21	20	22	25	30
※26年度は実績見込み							

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 24、25 年度の実績及び平成 26 年度の実績見込みを踏まえて、見込量を算出する。

5 意思疎通支援事業

(1) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を各区役所に設置し、聴覚障がい者等の意思伝達の仲介を行う。

(2) 手話通訳者派遣事業

手話通訳者を派遣することで、聴覚障がい者の意思疎通の円滑化を推進するとともに、市民に対して手話の技法を広め、聴覚障がいに対する理解を深める。

(3) 要約筆記者派遣事業

手話取得が困難な中途失聴者、難聴者の意思疎通手段として要約筆記者を派遣することで、聴覚障がい者の社会参加を積極的に促進させる。

意思疎通支援事業の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	件/年	2,115	2,179	2,000	1,850	1,850	1,850
手話通訳者設置事業	人	6	6	6	6	6	6
※26年度は実績見込み							

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 24、25 年度の実績により見込量を算出する。

6 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行う。

日常生活用具給付事業の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	件/年	20	21	22	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	116	136	159	159	159	159
在宅療養等支援用具	件/年	92	76	62	62	62	62
情報・意思疎通支援用具	件/年	198	184	170	170	170	170
排泄管理支援用具	件/年	10,475	10,919	11,381	11,381	11,381	11,381
住宅改修費	件/年	12	22	17	17	17	17

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成24年度から平成25年度の利用の伸びを踏まえて見込量を算出する。住宅改修費は、平成24年度と平成25年度の実績の平均で見込量を算出する。

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会参加及び自立の促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成する。

手話奉仕員養成研修事業の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	27	20	20	20	20	20

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成25年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、円滑に外出できるよう、移動を支援する。

移動支援事業の利用実績及び見込量（月間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人／月	36	39	42	45	48	51
	時間／月	244	283	348	369	393	418

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成24年度から平成26年度の実績（見込み）を踏まえて見込量を算出する。

9 地域活動支援センター機能強化事業

（1）地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施する。

（2）地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

（3）地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施する。

地域活動支援センターの利用実績及び見込量（月間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター（Ⅰ型）	箇所数	8	8	8	8	8	8
	人／日	115	115	160	160	160	160
地域活動支援センター（Ⅱ型）	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人／日	20	20	25	25	25	25
地域活動支援センター（Ⅲ型）	箇所数	2	2	2	2	2	2
	人／日	19	19	20	20	20	20

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

施設ごとの利用実績を踏まえて見込量を算出する。

10 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がい者及びその家族等に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行う。

発達障がい者支援センター運営事業の利用見込量

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発達障がい者支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	7	9	6	7	7	7
							※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 24、25 年度の実績及び平成 26 年度の支援見込みを踏まえて見込量を算出する。

11 障がい児等療育支援事業

(1) 在宅支援訪問療育等支援事業

相談や指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭を訪問し、相談・指導及び健康診査等を行う。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障がい児（者）及び保護者に対し、外来での各種相談及び指導を行う。

障がい児等療育支援事業の利用見込量

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障がい児等療育支援事業	箇所数	5	5	5	5	5	5

1 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚障がい者及び盲ろう者の自立と社会参加を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う。(県との合同事業)

養成研修事業の利用実績及び見込量(年間)

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	-	38	33	40	40	40
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	-	12	13	12	12	12
※手話通訳者・要約筆記者養成研修事業の25・26年度、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の26年度は実績見込み							

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成25年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

1 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者等の円滑な意思の疎通を支援する通訳・介助員を派遣する。

派遣事業の利用実績及び見込量(年間)

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	-	192	215	195	195	195
※26年度は実績見込み							

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成25年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

1 4 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する。

日中一時支援事業の利用実績及び見込量(月間)

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	人/月	181	188	199	199	199	199
※26年度は実績見込み							

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成26年度の実績(見込み)を踏まえて見込量を算出する。

15 重度身体障がい者自動車改造費助成

身体障がい者が自ら運転する自動車の操向装置・駆動装置の改造を必要としている者に、その費用の一部を助成する（限度額 10 万円）

重度身体障がい者自動車改造費助成の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
重度身体障がい者自動車改造費助成	件／年	23	22	22	22	22	22

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 25 年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

16 障がい者自動車運転免許取得費助成

障がい者等が運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成する。（限度額 10 万円）

障がい者自動車運転免許取得費助成の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障がい者自動車運転免許取得費助成	件／年	13	19	19	19	19	19

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 25 年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

17 福祉ホーム事業運営費助成

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

福祉ホーム事業運営費助成の利用実績及び見込量

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉ホーム事業運営費助成	箇所数	5(2)	5(3)	4(3)	3(2)	3(2)	3(2)
	人	35	35	35	26	26	26

※()内は、助成対象施設のうち、熊本市内にある施設数 ※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成 26 年度の実績を踏まえて見込量を算出する。

※平成 26 年 8 月に、1 施設が福祉ホームから障害福祉サービス（共同生活援助）へ移行したため、27 年度移行は 3 (2) 箇所で見込むもの。

18 訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、身体の清潔保持等のため入浴の介護を行う。

訪問入浴サービス事業の利用実績及び見込量（月間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	人／月	18	20	22	24	26	28

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成24年度から平成26年度の実績（見込み）を踏まえて見込量を算出する。

19 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）

視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導を行う。

生活支援事業の利用実績及び見込量（年間）

事業名	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活支援事業	人／年	111	104	72	110	110	110

※26年度は実績見込み

■ 第4期計画の見込量における推計方法

平成24年度から平成26年度の実績（見込）を踏まえて見込量を算出する。

20 障がい者スポーツ大会

障がい者等が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。政令市移行に伴い、平成24年度より県市共催で「くまもと障がい者スポーツ大会」を実施。

平成25年度 参加者数 945人（うち熊本市参加者 303人）

サービス見込量一覧

(1) 障がい福祉サービス見込量一覧

サービス種別		単位	27年度	28年度	29年度	
訪問系	居宅介護	人/月	815	863	911	
		時間/月	9,373	9,925	10,477	
	重度訪問介護	人/月	87	88	89	
		時間/月	12,893	13,042	13,190	
	同行援護	人/月	119	121	123	
		時間/月	1,618	1,646	1,673	
	行動援護	人/月	6	7	8	
		時間/月	62	73	83	
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	
		時間/月	0	0	0	
	日中活動系	生活介護	人/月	1,450	1,520	1,590
			人日/月	28,550	29,929	31,308
自立訓練(機能訓練)		人/月	22	23	24	
		人日/月	277	290	302	
自立訓練(生活訓練)		人/月	82	89	96	
		人日/月	1,726	1,868	2,009	
就労移行支援		人/月	240	268	296	
		人日/月	4,128	4,610	5,091	
就労継続支援(A型)		人/月	1,103	1,247	1,391	
		人日/月	21,509	24,317	27,125	
就労継続支援(B型)		人/月	956	1,016	1,076	
		人日/月	16,730	17,780	18,830	
療養介護		人/月	188	210	212	
		人日/月	5,828	6,510	6,572	
短期入所(医療型)		人/月	90	100	110	
		人日/月	216	240	264	
短期入所(福祉型)		人/月	130	140	150	
		人日/月	686	744	802	

サービス種別		単位	27年度	28年度	29年度
居住系	共同生活援助	人/月	760	840	920
	施設入所支援	人/月	757	750	744
相談支援	計画相談支援	人/月	1,141	1,290	1,537
	地域移行支援	人/月	2	3	4
	地域定着支援	人/月	2	3	4
児のサービス	児童発達支援	人/月	615	675	735
		人日/月	3,567	3,915	4,263
	放課後等デイサービス	人/月	580	700	820
		人日/月	4,756	5,740	6,724
	保育所等訪問支援	人/月	21	24	27
		人日/月	23	26	30
	医療型児童発達支援	人/月	3	4	5
		人日/月	14	19	24
	障害児相談支援	人/月	422	482	542
	福祉型障害児入所支援	人/年	170	170	170
	医療型障害児入所支援	人/年	86	86	86

(2) 地域生活支援事業見込量一覧

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所数	9	9	9
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業	人/年	22	25	30
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	件/年	1,850	1,850	1,850
手話通訳者設置事業	人	6	6	6
日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具	件/年	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	159	159	159
在宅療養等支援用具	件/年	62	62	62
情報・意思疎通支援用具	件/年	170	170	170
排泄管理支援用具	件/年	11,381	11,381	11,381
住宅改修費	件/年	17	17	17
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20
移動支援事業	人/月	45	48	51
	時間/月	369	393	418
地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センター(Ⅰ型)	箇所数	8	8	8
	人/日	160	160	160
地域活動支援センター(Ⅱ型)	箇所数	1	1	1
	人/日	25	25	25
地域活動支援センター(Ⅲ型)	箇所数	2	2	2
	人/日	20	20	20

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
発達障がい者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1
	人/日	7	7	7
障がい児等療育支援事業	箇所数	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	40	40	40
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	12	12	12
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	195	195	195
日中一時支援事業	人/月	199	199	199
重度身体障がい者自動車改造費助成	件/年	22	22	22
障がい者自動車運転免許取得費助成	件/年	19	19	19
福祉ホーム事業運営費助成	箇所数	3(2)	3(2)	3(2)
	人	26	26	26
訪問入浴サービス事業	人/月	24	26	28
生活支援事業(視覚障がい者の生活訓練)	人/年	110	110	110
障がい者スポーツ大会	実施の有無	有	有	有

第6章 サービス見込量等確保のための方策

1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がいのある人の障がいの状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービス基盤を整備していきます。

また、平成24年度から熊本市が市域の事業所について指定を行うこととなったことから、障害福祉サービスへの新規参入を希望される方については、本市の実情に応じ、きめ細かな情報提供、助言を行います。

既存の事業者については、指導監査を通じ、サービスの質の確保、向上を目指すとともにサービス提供に係る安全性を確保していきます。

2 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、今年度で経過措置期間が終了し、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されることとなります。今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

3 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続するとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めます。

また、障がい者相談支援事業については、平成27年度から委託事業とすることで、適正な事業所配置により、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。

4 障がい者の就労支援

障がいのある人が働き続けられる環境づくりを推進するため、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

資料

- 障がい福祉計画策定経緯
- 熊本市障害者施策推進協議会委員

●障がい福祉計画策定経緯

熊本市障がい福祉計画（第4期）の策定にあたっては、障がい者団体や家族会の方、福祉関係者、学識、公募委員等で構成される「熊本市障害者施策推進協議会」で審議をいただきました。

また、特別支援学校に通う生徒への障害福祉サービス利用意向の調査や、障がいのある人を対象としたアンケート調査、障がい者団体への意見照会を実施し、障がいのある人の日常生活の状況や、福祉サービスの利用状況・利用意向、ニーズ等について意見を聴取し、計画を策定しました。

期日	内容
平成 26 年 2 月 21 日	平成 25 年度熊本市障害者施策推進協議会開催 ・熊本市障がい福祉計画（第3期）進捗状況報告 ・第4期計画策定に当たっての基本的な考え方
平成 26 年 7 月	県内特別支援学校進路意向（障害福祉サービス利用意向）調査
平成 26 年 7 月～8 月	障がい福祉に関するアンケート調査
平成 26 年 8 月 21 日	平成 26 年度第 2 回熊本市障がい者自立支援協議会開催 ・
平成 26 年 10 月 6 日	平成 26 年度第 1 回熊本市障害者施策推進協議会開催 ・第4期計画策定に当たっての基本的な考え方確認 ・アンケート結果報告 ・第4期計画骨子の説明
平成 26 年 11 月	障がい者団体へ意見照会
平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年度第 3 回熊本市障がい者自立支援協議会開催 ・熊本市障がい福祉計画（第4期）（素案）について
平成 26 年 11 月 28 日	平成 26 年度第 2 回熊本市障害者施策推進協議会開催 ・熊本市障がい福祉計画（第4期）（素案）について
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 1 月	パブリックコメント実施
平成 27 年 2 月 25 日	平成 26 年度第 3 回熊本市障害者施策推進協議会開催 ・熊本市障がい福祉計画（第4期）最終案について
平成 27 年 3 月	熊本市障がい福祉計画（第4期）決定

●熊本市障害者施策推進協議会委員

氏名	役職等
相澤 明憲	熊本県精神科協会 会長
相藤 絹代	熊本学園大学社会福祉学部 准教授
一門 恵子	九州ルーテル学院大学人文学部 教授
川村 隼秋	熊本市手をつなぐ育成会 会長
熊川 嘉一郎	社会福祉法人ライン工房 統括施設長
興侶 ひで	くまもと江津湖療育医療センター 施設長
潮谷 愛一	熊本市社会福祉協議会 会長
高橋 次郎	熊本県立熊本支援学校 校長
田中 こず恵	熊本きぼう福祉センター 主任
多門 文雄	熊本市身体障害者福祉協会連合会 会長
塘林 敬規	熊本市社会福祉施設連合会 事務局長
中山 泰男	熊本県難病・疾病団体協議会
日隈 辰彦	特定非営利活動法人 自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本 代表
本田 壮一	熊本障害者職業センター 所長
松永 寿	熊本県障がい者支援課 課長
松村 和彦	熊本県自閉症協会 熊本市分会長
丸住 朋枝	熊本県弁護士会 弁護士
丸谷 波津江	公募委員
宮田 喜代志	熊本市心の障害者家族会 会長
吉田 周生	熊本県中小企業家同友会 副代表理事

平成 27 年 3 月現在

熊本市障がい福祉計画（第4期）

計画決定：平成27年3月

発行：熊本市健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2519 FAX 096-325-2358

メール shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

